

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

■ ビジョン・理念

当社グループは、「ビジョン」「理念」を、当社グループの経営戦略の策定や経営の意思決定における根幹の考え方と位置づけています。

「ビジョン」

当社グループは、金融の持つ多様な機能(貯める、増やす、借りる、守る)を融合して、お客さま一人ひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客さまから最も信頼される金融サービスグループになることを目指します。

「理念」

・お客さま本位

私たちは、お客さまが安心して豊かに暮らせるお手伝いをさせていただくために、お客さま一人ひとりの「声」を真摯に受け止め、お客さまに満足される商品とサービスを提供します。

・社会への貢献

私たちは、金融サービス事業に特段の公共性が求められることを自覚し、高い倫理観と使命感をもってビジョンを実現し、社会に貢献します。また、社会の一員として、よき市民としての責任を果たします。

・独自性の追求

私たちは、常に原点から発想し、慣例等にとらわれず創造と革新を追求します。

・自由豁达な組織文化

私たちが目指す金融サービス事業では、社員一人ひとりの貢献が重要であると認識しています。私たちは、個性を活かし、能力を十二分に発揮できる自由豁达な組織文化を支持します。

■ コーポレートガバナンスの基本的考え方

・当社は、当社グループの様々な経営資源を有効活用し、「ビジョン」「理念」を実現していくことで、すべてのステークホルダーの期待・信頼に応え、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。

・当社は、金融持株会社として、金融事業が持つ高い公共性を意識し、当社グループの経営の健全性・適切性の確保を重視したガバナンス体制を構築します。

・当社は、ソニー株式会社を親会社とする上場子会社であるため、親会社からの経営の独立性を確保するとともに、透明性の高い経営に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は全ての原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

■ 原則1-4 政策保有株式に関する方針

・当社およびグループ各社は、政策投資を目的とする株式(以下、「政策保有株式」という)は保有しません。ただし、業務提携など戦略的意義が認められ、当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合を除きます。

・当社およびグループ各社は、政策保有株式を保有する場合、その保有目的や投資効果等を定期的に検証し、その結果を各社の取締役会に報告します。各社の取締役会は、その報告を踏まえ、保有の意義が失われた場合には、売却・譲渡等による処分を検討します。

・当社およびグループ各社は、政策保有株式に係る議決権の行使については、投資先企業が適切なガバナンス体制を構築し中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているかという観点や、グループ各社の企業価値向上の観点も踏まえ、議案毎に賛否を総合的に判断します。

■ 原則1-7 関連当事者間の取引に関する枠組み

当社は、取締役の競業取引および利益相反取引等を行うとする場合、取締役会での決議を要することとしています。また当社は、グループ各社がグループ経営に影響を与える可能性のあるグループ内取引(ソニー株式会社およびそのグループ会社との取引を含む)を行う場合には、その適切性・適法性を確認のうえ、取締役会で決議または報告を行うこととしています。

■ 原則3-1

(i) 会社の経営理念および経営計画

当社グループの「ビジョン」「理念」は、本報告書I.1.の「基本的な考え方」に記載のとおりです。

当社グループの中期経営方針は、当社ホームページで開示しています。

https://www.sonyfh.co.jp/ja/company/mid_term.html

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書Ⅰ.1.の「基本的な考え方」に記載のとおりです。

当社の「コーポレートガバナンス基本方針」は、当社ホームページで開示しています。

https://www.sonyfh.co.jp/ja/company/data/governance_policy.pdf

(iv) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

当社は、「役員候補者の選定に係る基本方針」を定め、この方針に照らして、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を遂行するのに相応しい知見や経験、判断力などを備えた者を取締役・監査役候補者として選定します。また、その選定プロセスの透明性・客観性を強化するため、「指名諮問委員会」において、取締役会からの諮問を受けて候補者の審議等を行い、その答申を受けて取締役会で決定し、株主総会に付議します。

「役員候補者の選定に係る基本方針」は、当社ホームページで開示しています。

https://www.sonyfh.co.jp/ja/company/data/nomination_policy.pdf

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社の取締役の選任理由は、株主総会参考書類で開示しています。

株主総会参考書類：https://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/shareholder/meeting/

当社の監査役の選任理由は以下のとおりです。

常勤監査役(社外役員) 早瀬 保行

本報告書Ⅰ.1.の「監査役関係」「会社との関係(2)」に記載のとおり。

監査役(社外役員) 牧山 嘉道

本報告書Ⅰ.1.の「監査役関係」「会社との関係(2)」に記載のとおり。

監査役 是永 浩利

ソニー株式会社およびソニーコーポレートサービス株式会社において長年、経理業務に従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、これらの経験を活かして監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断している。

また、各役員の略歴は有価証券報告書および株主総会参考書類で開示しています。

有価証券報告書：https://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/yuho/

株主総会参考書類：https://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/shareholder/meeting/

■ 補充原則4-1(1) 経営陣に対する委任の範囲の概要

取締役会は、法令および定款に定められた事項のほか、当社グループの経営方針・経営計画の策定、当社が株式を直接保有する子会社の取締役・監査役等の選解任、新規事業参入・撤退、組織再編など、当社グループの経営の重要な意思決定を行っています。また取締役会は、経営会議を設置し、当社の重要な日常業務の執行を委任しています。

■ 原則4-8 独立社外取締役の有効な活用

当社は、監督機能の強化や当社グループの経営に対する総合的な助言を得るため、独立性の高い社外取締役を複数名選任しており、2018年5月現在、2名を選任しています。また当社は、経営の透明性を強化するため、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会および報酬等諮問委員会を設置し、この2名の社外取締役を両委員会のメンバーとしています。

■ 原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社の社外取締役は、会社法上の社外性要件、および東京証券取引所の定める独立役員としての要件に加え、当社の「役員候補者の選定に係る基本方針」に定める独立性基準を充足する者としてします。

当社の社外監査役は、当社の「役員候補者の選定に係る基本方針」に定める独立性基準を充足する者としてします。

「役員候補者の選定に係る基本方針」は、当社ホームページで開示しています。

https://www.sonyfh.co.jp/ja/company/data/nomination_policy.pdf

■ 補充原則4-11(1) 取締役会の構成

当社の取締役会の員数は12名以内(任期1年)とします。取締役会は、幅広い知見・経験を有するメンバーで構成するとともに、効率的なグループ経営の推進を行うため、原則として、グループ主要子会社の代表取締役が当社取締役を兼ねる体制とします。また、監督機能の強化や当社グループの経営に対する総合的な助言を得るため、独立性の高い社外取締役を複数名選任します。

現在の構成については、本報告書Ⅰ.1.の「機関構成・組織運営等に係る事項」に記載のとおりです。

■ 補充原則4-11(2) 取締役・監査役の兼任状況

当社は、取締役・監査役の兼任状況を有価証券報告書および株主総会参考書類で開示しています。

有価証券報告書：https://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/yuho/

株主総会参考書類：https://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/shareholder/meeting/

■ 補充原則4-11(3) 取締役会の実効性評価

当社では、「コーポレートガバナンス基本方針」において、取締役会は、少なくとも年1回、取締役会の意思決定および監督の実効性や、取締役会の会議運営等に関して、自己評価等により取締役会の評価を実施することとしています。2017年度においては、昨年度に引き続き、独立した第三者の評価会社により、すべての取締役および監査役に対するアンケート形式の実効性評価を実施しました。

アンケートは、「取締役会の構成と運営」、「経営戦略と事業戦略」、「企業倫理とリスク管理」、「経営陣の評価と報酬」、「組織・事業再編関連」、「株主等との対話」、「自己評価」等、多岐にわたる項目についての点数評価、および全設問について、その理由やコメントの記述式とし、また、昨年の実効性評価で課題となった事項への対応についても評価を行いました。

第三者の評価会社による評価結果の概要は以下のとおりです。

(評価結果)

- ・昨年度までに引き続き、全般的に高い実効性が確保されている。
- ・全メンバーが積極的に議事運営に貢献するなど、自由闊達な雰囲気があり、また、議長が適切なリーダーシップを発揮し、適切に意思決定・監督がなされている。
- ・グループの主要なリスクおよびその状況について、適切に情報提供がされ、必要な議論ができています。
- ・取締役会の人員規模は、グループの事業規模・分野に対して適正である。
- ・報酬等諮問委員会、指名諮問委員会のメンバー構成は適当である。
- ・取締役会の開催頻度、時間配分は適当であり、かつ、議事録は議論の内容や審議の結果が過不足なく反映できている。

一方、昨年の実効性評価で挙げられた課題(グループ全体の中長期的な課題や戦略の継続した議論、グループの経営・事業に関連する勉強会・研修会の機会)については、様々な改善が図られてはいるものの以下の意見が得られました。

- ・グループ全体最適の視点や過去の教訓も踏まえ、グループ成長戦略に係る継続的な議論が必要である。
- ・グループの経営や事業に関する勉強会、研修会の機会の更なる充実を図る必要がある。
- ・お客さま本位の業務運営の更なる徹底のため、コンプライアンス・リスク管理体制、およびモニタリングの更なる強化が必要である。
- ・経営層向けのインセンティブ報酬制度について、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入するなど拡充されているが、対象範囲の拡大や割合変更等につき引き続き検討してほしい。

当社取締役会としては、上記評価結果を受け、現時点において実効性が十分確保されていると判断していますが、グループ成長戦略に係る継続的な議論、グループ経営・事業に関連する理解度の更なる向上および、コンプライアンスおよびモニタリング等の体制強化など、より一層の実効性の向上に努めます。

■ 補充原則4-14(2) 取締役・監査役のトレーニングの方針

当社は、取締役・監査役の就任時において、それぞれの役割・責務を適切に果たすために必要となる法令やコーポレートガバナンス等に関する知識習得の機会を設けます。特に、社外役員が新たに就任する際は、当社グループの事業内容・経営戦略・経営課題等の理解促進に必要な情報提供の機会を設けます。また、就任後も必要に応じて同様の機会を設けております。

■ 原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主・投資家等との信頼関係を構築するため、代表取締役社長を筆頭に、誠実かつ積極的なIR活動を行います。また、IR活動を通じて得られた株主・投資家等の有用な意見・要望は、取締役会等に定期的にフィードバックします。当社は、この考え方に基づき「IRポリシー」を定めています。

「IRポリシー」については、本報告書V.2.の「その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項」に記載のとおりです。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ソニー株式会社	274,050,000	63.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,265,800	3.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,662,400	3.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	13,272,066	3.05
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,414,600	0.78
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	3,394,680	0.78
GOLDMAN,SACHS & CO.REG	3,129,914	0.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,096,700	0.71
JP MORGAN CHASE BANK 380055	3,001,173	0.68
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	2,885,906	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	ソニー株式会社 (上場:東京、海外) (コード) 6758

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、ソニーグループと協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、一方で独自の経営方針及び経営戦略に基づき、独立した活動を展開しており、事業分野が異なることから一定の独立性が確保されていると考えます。親会社であるソニー株式会社(支配株主)との取引等を行う際は、当該取引等の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとし、

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. ソニー株式会社との資本関係について

ソニー株式会社は当社の発行済株式総数(普通株式)の63.00%を保有しております。従って、当社の取締役、監査役の選任・解任や合併等の組織再編、重要な資産・事業の全部または一部の譲渡、定款の変更および剰余金の処分等、株主の承認が必要となるすべての事項に関して、他の株主の意向や利益にかかわらず、ソニー株式会社が今後も影響を与える可能性があります。

2. ソニーグループとの役員の兼任について

当社においては、ソニー株式会社 執行役 EVPの神戸 司郎氏が取締役、ソニーコーポレートサービス株式会社 執行役員 グローバル経理センター センター長の是永 浩利氏が監査役に就任しております。当社グループに対するソニー株式会社の出資比率が変更される等の理由により、当社グループとソニーグループの関係が変動すると、これらの人的関係も変動する可能性があります。(ソニーコーポレートサービス株式会社は、ソニー株式会社の子会社であります。)

3. 「ソニー」の商号・商標使用について

当社および当社グループ各社は、ソニー株式会社との間で商号・商標使用許諾契約を締結しており、これに基づき「ソニー」の名称を使用することを許諾されております。これらの契約においては、当社に対するソニー株式会社の保有議決権割合が半数以下になること、当社グループ各社に対する当社の保有議決権割合が減少することなどが、ソニー株式会社による上記契約の解除権の発生要件となっております。これらの契約に基づき、当社グループ各社はソニー株式会社にブランドロイヤリティを支払い、また、契約で定められた使用目的以外に商標を使用する等の場合は事前にソニー株式会社の承認を得なければなりません。

当社は「ソニー」の名称が、当社グループのブランド認知度や成長に貢献していると考えており、ソニー株式会社による当社の保有議決権割合の減少等により上記商号・商標使用許諾契約が終了する場合には、当社グループの営業、マーケティング、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、ソニー株式会社や当社グループ各社以外のソニーグループ会社について、例えば信用力や業績などに起因するマイナスのイメージが生じた場合、当社グループの企業イメージが損なわれることなどにより、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本 功	他の会社の出身者											
国谷 史朗	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 功	○	-----	山本功氏は、長年にわたる証券アナリスト業務および財務・M & Aのアドバイザー業務の経験を有しており、また、当社と特別の利害関係もないことから、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
国谷 史朗	○	-----	国谷史朗氏は、弁護士法人大江橋法律事務所代表社員として活動されており、弁護士としての専門的な知識・経験を有し、また、当社と特別の利害関係もないことから、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬等諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明

指名諮問委員会の役割:
当社取締役・監査役およびグループ子会社社長の選解任、当社およびグループ子会社の社長の後継者の計画等について、各社の取締役会からの諮問または委員の求めに応じ審議を行い、それぞれの取締役会へ適宜答申します。

報酬等諮問委員会の役割:
当社取締役およびグループ子会社の代表取締役の報酬等について、各社の取締役会からの諮問を受けて審議を行い、それぞれの取締役会へ答申します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人(PwCあたら有限責任監査法人)から、定期的に監査計画および監査結果の報告を受けているほか、適宜、情報交換を行っております。

監査役は、内部監査部門(監査部)から、定期的に内部監査計画および内部監査結果の報告を受けているほか、適宜、情報交換を行っております。また、子会社の内部監査部門からそれぞれの内部監査結果の報告も受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
早瀬 保行	他の会社の出身者													
牧山 嘉道	弁護士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早瀬 保行	○	-----	早瀬保行氏は、金融機関での長年にわたる業務経験を有し、また常任監査役を務めておられたことから、これらの経験を活かして社外監査役および独立役員としての役割を果たしていただけるものと判断しております。
牧山 嘉道	○	-----	牧山嘉道氏は、弁護士、米国ニューヨーク州弁護士、弁理士の資格を有し、また情報セキュリティやコンプライアンスなど多くの分野に関する高い見識と、国内外における幅広い業務経験を有していることから、これらの経験を活かして社外監査役および独立役員としての役割を果たしていただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす者全員(社外取締役2名、社外監査役2名)を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役に対する報酬は、役位に応じた固定部分、当社グループ全体の各年度の業績および職務に応じた業績連動部分、株式報酬による中長期インセンティブ部分で構成されます。
業績連動部分は、当社グループ全体の経営目標の達成状況と職務の遂行状況等により基準額に対して0%から200%の範囲で変動します。
中長期インセンティブ部分は、譲渡制限付株式報酬と株式報酬型ストック・オプションによるものとし、株式報酬型ストック・オプションは、年額報酬の20%相当を目安に支給します。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

株主の皆さまと株価変動によるメリットとリスクを共有し、持続的なグループの企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、当社および当社の主要子会社(ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行)の業務執行取締役を付与対象者としています。

譲渡制限付株式報酬については、当社および当社の主要子会社の業務執行取締役および執行役員を割当対象者としています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社は個別報酬の開示をしておりませんが、年度あたりの役員報酬等の総額が1億円以上である役員(2016年度は1名)については有価証券報告書に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、会社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針を以下のように定めており、有価証券報告書にて開示しております。

■取締役の報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬等は、株主総会で定められた限度額の範囲内で、以下の方針に従い決定する。

< 総則 >

取締役の個別報酬等については、取締役会の諮問機関である報酬等諮問委員会の答申を受け、取締役会の決議により決定する。なお、社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては報酬を支給しない。

< 業務執行取締役の報酬等の方針 >

業務執行を担う優秀な人材を確保することとともに、当社グループ全体の業績および企業価値向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを目的として、固定部分、業績連動部分、中長期インセンティブ部分のバランスを勘案する。

(ア) 報酬について

・役位に応じた固定部分、当社グループ全体の各年度の業績および職務に応じた業績連動部分、株式報酬による中長期インセンティブ部分で構成する。

・業績連動部分は当社グループ全体の経営目標の達成状況と職務の遂行状況等により基準額に対して0%から200%の範囲で変動する。

・中長期インセンティブ部分は譲渡制限付株式報酬と株式報酬型ストック・オプションによるものとし、株式報酬型ストック・オプションは、年額報酬の20%相当を目安に支給する。

(イ) 水準について

・優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準とする。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案する。

< 社外取締役の報酬等の方針 >

主な職務が、業務執行取締役による職務執行の監督および監視をもって経営の透明性・客観性を高めることであることから、報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監督・監視機能を有効に機能させることを目的として、固定報酬とする。

(ア) 報酬について

・役割に応じた固定額とする。

(イ) 水準について

・優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準とする。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案する。

■監査役の報酬等の決定に関する方針

監査役の報酬等は、株主総会で定められた限度額の範囲内で、以下の方針に従い決定する。

< 監査役の報酬等の方針 >

主な職務が、業務監査及び会計監査を行うことで会社経営の透明性・客観性を確保することであることから、報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監査機能を有効に機能させることを目的として、固定報酬とする。

(ア) 報酬について

・常勤監査役・非常勤監査役の役割に応じた固定額とする。

(イ) 水準について

・優秀な人材を確保するために、相応しい報酬水準とする。具体的決定にあたっては第三者による監査役の報酬等に関する調査結果等を勘案し、監査役の協議により決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役への情報伝達、取締役会資料の事前配布等は経営企画部が行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	更新	0 名
--------------------------	----	-----

その他の事項 更新

該当事項はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社であり、社外取締役の選任と監査役会の連携により、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役会

(ア)

当社は、ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行およびソニー・ライフケアを直接の子会社とする純粋持株会社であります。グループ経営を効率的に行うために、取締役9名のうち、当社の代表取締役1名、業務執行取締役2名が子会社の取締役を兼職するとともに、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行の代表取締役3名が当社の取締役を兼職しております。

(イ)

当社は、外部視点の導入や少数株主の利益保護を目的として、取締役9名のうち、2名を独立性の高い社外取締役(東京証券取引所が定める独立役員にも指定しております。)としております。

(ウ)

取締役会は、会社の重要な日常業務の執行に係る協議、決定を「経営会議」に委任しております。「経営会議」は、常勤の取締役および取締役会の決議により選任された役職員により構成され、原則として、毎月2回開催されております。「経営会議」には非常勤取締役および監査役も出席することができます。

b. 監査役

(ア)監査役3名のうち、2名が社外監査役(東京証券取引所が定める独立役員にも指定しております。)であります。なお、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

(イ)

常勤監査役は、社外取締役(独立役員)、内部監査担当役員および内部監査担当社員と連携し、経営に対する監督機能の強化に取り組んでおります。

c. 内部監査

当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署として「監査部」を設置し、専任社員を配置しております。

d. 会計監査

当社は、会計監査人として「PwCあらた有限責任監査法人」を選任しております。

e. 任意の委員会の設置

当社は、経営の透明性を強化するため、取締役会の諮問機関として「指名諮問委員会」および「報酬等諮問委員会」を設置しております。各委員会の構成等については本報告書II.1.の「取締役関係」「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」に記載のとおりです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、純粋持株会社であるため、親子間で役員が兼職する現在の体制がグループ経営上、効率的であると考えております。また、当社は、ソニー株式会社を親会社とする親子上場の子会社であるため、外部視点の導入や少数株主の利益保護を目的として、独立性の高い社外取締役および社外監査役(東京証券取引所が定める独立役員にも指定しております。)を各2名選任しております。さらに、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会および報酬等諮問委員会を設置し、経営の透明性を強化しております。少数株主の利益保護を果たしながら、グループ経営を効率的に行い、企業価値を高める体制として、現体制が最も適切であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の22日前に発送しております。(株主総会は2017年6月21日。招集通知の発送は5月31日。)
集中日を回避した株主総会の設定	2017年6月21日に開催し、第一集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	(1)インターネットによる議決権行使を導入しております。 (2)株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使サービスを導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家の議決権行使環境向上のため、議決権電子行使プラットフォームへの参加、招集通知の一部英訳、招集通知の早期発送を行っております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部を英訳しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーとして、IR活動の目的、IR活動の基本姿勢、IR情報の開示方法、IR情報の開示体制、IR情報の沈黙期間を定め、当社ホームページに開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を適宜開催しております。 今後も個人投資家向けの説明会を継続的に開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表日に、当社および各事業セグメントを代表する子会社の財務担当役員による、アナリスト・機関投資家向けの電話会議方式による説明会を実施しております。また、年1回当社グループ経営陣による経営方針説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	各地域年1回程度を目安に、欧州・北米・アジアでの経営陣による海外IRを実施し、個別訪問による説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他の適時開示資料、有価証券報告書、ディスクロージャー誌等を当社ホームページに掲載しております。また、英文開示資料についても、和文開示資料との間で実質的に重大な格差が生じないよう努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	健全な事業活動を営むためには、ステークホルダーの関心に配慮して経営上の意思決定を行う必要があることを認識し、事業を遂行するよう努力することを「行動規範」に掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、「CSR基本方針」を定めており、当社グループ各社において、ボランティア活動、募金活動、ISO14001(環境マネジメントシステムの国際規格)の取得およびグリーン電力の利用システムの導入など、さまざまな社会貢献・環境活動を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 >

当社は会社法及び同法施行規則に基づいた「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において定め、当方針に基づいて内部統制システムを構築し、運用しております。

(内部統制システム構築の基本方針)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役会は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- (2)取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- (3)取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役会に報告する。
- (4)取締役会は、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
- (5)取締役会は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員、社員及び子会社に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している(あるいは違反のおそれがある)と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口に通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
- (6)取締役会は、グループの情報セキュリティポリシーを定め、顧客情報を含むグループの情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
- (7)取締役会は、グループの利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。
- (8)取締役会は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を取締役会に報告する。
- (9)取締役会は、グループの内部監査に係る基本方針及び内部監査規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、記録保管規則を定め、取締役会、経営会議及び決裁の記録等取締役の職務の執行に係る文書を法令及び当該規則等に従い適切に保存し管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)取締役会は、グループのリスク管理の基本方針として、リスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- (2)取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社及び子会社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理する。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
- (3)取締役会は、当社グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し適切な資本配賦等を行うため、子会社の自己資本充実度を評価し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- (4)取締役会は、当社グループの危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、グループの事業継続リスク管理に関する基本方針及びコンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規定を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
- (2)取締役会は、経営会議を設置するとともに、会社の重要な日常業務の執行に係る協議及び決定については、同会議に委任する。
- (3)取締役会は、事業計画管理規則を定め、単体及び連結の中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

6. 当社及び子会社、並びに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、株主権の行使のほか、金融持株会社として子会社との間で経営管理契約を締結し、子会社に対しグループ共通の基本方針の遵守及び子会社を含むグループの業務の適正を確保するために必要な事項に関し当社の事前承認及び報告を求めるなど、当該契約に基づく経営管理を行う。
- (2)当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議又は報告を行う。また、当社及び子会社は、少数株主保護のため、親会社であるソニー株式会社(支配株主)及びそのグループ会社と取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
- (3)当社の内部監査部門は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、子会社の内部監査及び外部監査の結果を監視し検証する。
- (4)当社及び子会社は、親会社にグループの経営情報を必要に応じて提供し、また、親会社内部監査担当部署との連携を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役の職務を補助すべき社員の任免及び人事考課については監査役の同意を必要とする。
- (2)監査役の職務を補助すべき社員は、監査役の指揮命令があるときは、専らそれに従わなければならない。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。

- (2)取締役及び社員は、当社又は当社の子会社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに監査役に報告する。なお、その報告者に対する不利益な措置は禁止し、その旨を当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- (3)取締役及び社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。
- (2)当社は、監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に對して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託することなどに係る所要の費用又は債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その費用又は債務を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に関するグループ基本方針 >

当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、グループ一体となって反社会的勢力排除に向けた取り組みを実施するためにこの基本方針を定め、各社役職員一同がこれを遵守することとします。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、経営トップ以下、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

適切な助言、協力が得られるよう、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携強化を図ります。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引や同勢力への資金提供は絶対に行いません。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

- ・反社会的勢力対応部署を設け、また、不当要求防止責任者を任命しています。
- ・社外専門機関との連携により、反社会的勢力の情報収集に取り組んでいます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の「IRポリシー」は以下のとおりです。

< IR活動の目的 >

当社は、株主、投資家、証券アナリストなど市場の皆さまへ企業価値評価に関する情報を適時・正確・公平にご提供するとともに、対話の充実を図ります。経営戦略や財務状況の開示充実により、市場の皆さまからの信頼と適切な評価を獲得できるよう努力します。また、市場との対話や評価等を経営陣幹部へフィードバックし、経営に活かすことで、企業価値の向上に役立てます。

< IR活動の基本姿勢 >

- (1)「迅速性」「正確性」「公平性」「継続性」を原則とし、企業価値評価に必要な情報を「わかりやすく」開示します。
- (2)株主、投資家、証券アナリストなど市場の皆さまとの信頼関係を構築するため、誠実かつ積極的に対応します。
- (3)代表取締役社長を筆頭に、グループ一体で取組むIR活動を推進します。当社は、株主、投資家、証券アナリストなど市場の皆さまとの建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心にさまざまな機会を通じて対話を持つように努めます。個別面談のほか、投資家および証券アナリスト向けのイベント(会社説明会、決算説明会、IRフェア等)に積極的に参加し、各種IRツール(ホームページ、アニュアルレポート等)の開示情報を充実させ、当社への理解を深めていただくための活動を推進します。また、中長期的な視点における株主、投資家、証券アナリストなど市場の皆さまの関心事項等を踏まえて、対話の手段を拡充します。
- (4)当社は、IR活動を通じて得た、株主、投資家、証券アナリストなど市場の皆さまからの要望や評価等を、取締役会などに報告することにより、定期的に経営陣幹部へフィードバックします。

< IR活動に係る体制 >

当社は、IR活動を統括する役員を選任の上、IR担当部署としてIR部を配置し、情報開示・対話充実のための体制を整備しております。IR担当部署では、当社の業務執行部門およびグループ各社と適切な情報連携を図ります。

< IR情報の開示 >

- (1) 基本的な考え方
東京証券取引所が定める有価証券上場規程等に従い、適時開示を行います。また、それ以外の情報に関しても、株主、投資家、証券アナリストなど市場の皆さまの関心の高い情報や、当社グループの理解促進に役立つ情報については、積極的に開示します。なお、開示情報については、継続性や一貫性に留意してまいります。

(2) 開示方法

有価証券上場規程に基づく適時開示については、東京証券取引所の「適時開示情報伝達システム(Timely Disclosure network : TDnet)」を通じて開示し、速やかに当社ホームページに掲載します。
適時開示に該当しない情報についても、当社ホームページに掲載するなど、国内外に対して公平な情報開示に努めます。

(3) 開示体制

当社は、適時開示を推進するため「適時開示に関する規則」を定め、ディスクロージャー・コミティを設置しております。
当社の役員および子会社の重要開示情報取扱責任者は、重要事項が発生した場合には、ディスクロージャー・コミティへ速やかに報告する態勢を構築しております。
また、当社が開示すべき重要な会社情報を「ソニーフィナンシャルグループにおける重要事項等に関する報告ガイドライン」に定め、当社の役員および子会社の重要開示情報取扱責任者に周知しております。

* ディスクロージャー・コミティの役割

1. 適時開示態勢の設計、導入、評価、維持に関して、代表取締役社長を補佐する。
2. グループ会社における重要な会社情報を迅速かつ網羅的に収集し、適時開示の要否ならびに適時開示内容の正確性、十分性、明瞭性、公式性および公表の公平性、積極性を審議し、当社が重要な会社情報に関して適時・適切な情報開示を行うための諮問機関として、代表取締役社長を補佐する。

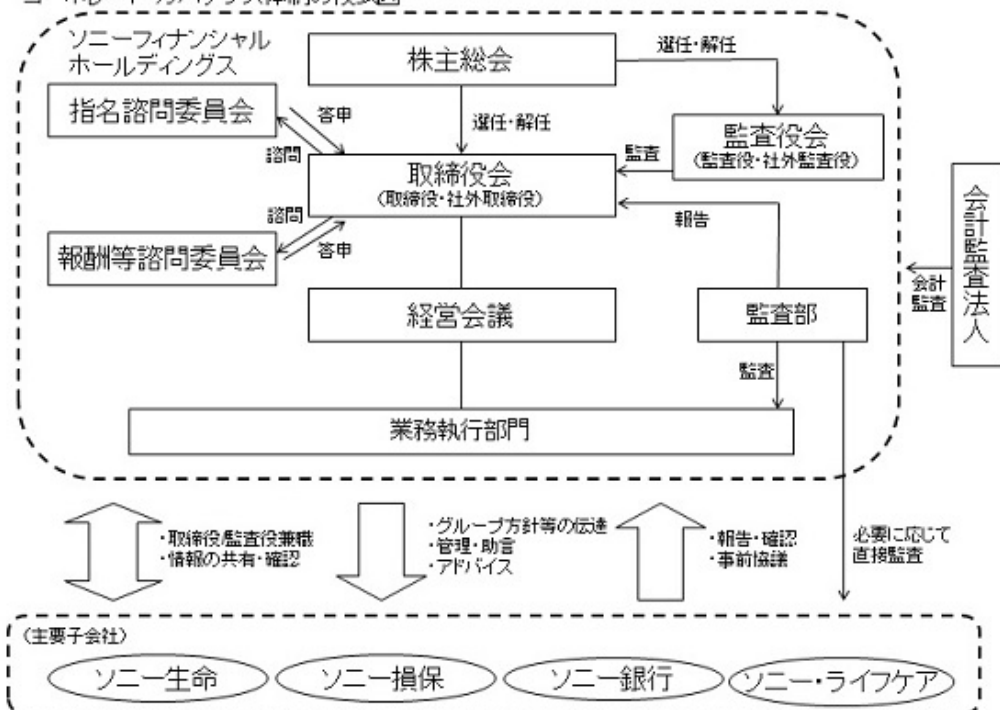
< IR活動の沈黙期間(Quiet Period) >

情報開示の公平性を確保し、当社グループの業績に関する重要な情報が、決算発表前に漏洩することを防止するため、IR沈黙期間を設定しております。当社の「IR活動の沈黙期間」は、各四半期末日の翌月第2月曜日から決算発表までの期間となっております。この期間中は、決算についてのお問合せに対する回答を控えさせていただくほか、個別ミーティングの実施や会社説明会の開催などを原則として行いません。

< インサイダー情報の取扱いについて >

当社は「ソニーフィナンシャルグループ インサイダー取引防止基本方針」を定め、適時開示情報の外部漏えいを防止しています。また、個別に株主、投資家、証券アナリストなど市場の皆さまと対話を行う際には、必ず複数名で対応する等の方策により、情報の取扱いの管理を徹底しております。また、未公開の重要情報を特定の者に選別的に開示することを防止するため、「IR活動の沈黙期間(Quiet Period)」を上記のとおり設定しております。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



IR情報の開示体制図



*投資判断を行うに際して「合理的に、株主・投資家などが重要であると判断する可能性が非常に高いもの」